

委託業務仕様書

1 業務名

孤独・孤立に係る人材育成研修実施業務（以下「委託業務」という。）

2 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 目的

当研修は、当事者を含むすべての関係者と連帯し、幅広い視点から孤独・孤立を理解し、孤独・孤立対策や重層的な支援体制に参加できる人材を、県民から支援機関の専門職員まで幅広く養成し、つながりを構築することを目的とする。

孤独・孤立という課題に関わろうとする一般県民を対象とした「孤独・孤立サポーター研修」にて地域における伴走支援を継続する人を育成し、行政窓口職員や支援機関職員等を対象とした「専門研修」にて、支援機関における連携や対人援助手法を深く理解した人材を育成する。そして県民～支援機関職員までを幅広く対象とした「サポーター交流会」にて、知識やスキルの向上及び孤独・孤立課題に関わろうとする人材の交流によりつながりづくりの促進をはかる。

4 業務内容

研修は、「孤独・孤立サポーター研修」、「サポーター交流会」、「専門研修」で構成し、研修の企画～実施後の実績報告までの一連の必要な事務を行う。なお、各研修のカリキュラム等の目安は下記のとおりとするが、詳細は別途鳥取県及び講師と研修実施にかかる協議の上各研修の目的に沿った内容を企画すること。

（１）孤独・孤立サポーター研修

目的	地域の中で孤独・孤立という課題に関わろうとする一般県民を主な対象として、孤独・孤立状態にありながら行政や支援機関が把握していない人を見つけ出し、可能な限り対象者と支援機関の間に立ちつつ支援につなぎ、また、地域における関わりづくりや見守りを行うなど、できる範囲で伴走支援を継続する人材を育成する。
内容	共通研修：人と地域とつながる支援を進めるうえで基本となる考え、孤独・孤立対策に関する基本的な考えを深めるものとする。 基本研修：どのような相手であっても信頼関係を築き、安全で効果的なコミュニケーションを行うスキルを習得するものとする。
対象	一般県民
時間	共通研修：西部会場（オンライン併用）で1回。最大3時間程度。 基本研修：西部会場で1回開催。同日に中部・東部各1会場で映像配信等により西部会場より中継。いずれかの会場からオンライン対応を併用。最大6時間程度。
講師	研修目的を達成できる適切なものを選定、もしくは別途県の指定するものとする。
会場	50名程度の参加が可能かつオンラインを併用できる会場を確保する。
日程	令和7年度中に開催。10月末までに開催することが望ましい。
参加者募集	参加者氏名・メールアドレス・住所・所属（普段の活動）がわかる形で参加者を募集する。また、当日開催記録の写真を撮影するが、県記録用であるため、外部公表はされないことを併せて周知する。
当日運営	会場設営、参加者受付、司会進行、写真撮影等開催記録、共通研修動画の撮影、アン

	ケートを実施する。
開催報告	申込内容がわかる状態にした受付簿を開催後 1 週間以内に県へ共有すること。撮影した共通研修動画は開催後 2 週間以内に、mp4 等「とっとり動画ちゃんねる」へアップロード可能な形式に加工し、DVD-R 2 部を県へ提出すること。

(2) サポーター交流会

目的	地域活動団体や様々な当事者の声を聴くこと、サポーター同士や活動実践者、福祉専門職等関係者との交流により、孤独・孤立に関する知識を深め、様々な属性の人と関わるスキルを更に向上させることにより、参加者の日々の活動の発展に寄与する。
内容	東部・中部・西部各圏域にて地域に密着した活動を行う者や当事者の声を聴く。研修の中にグループワークや意見交換の時間を取り、参加したサポーター同士での交流の場をつくること。
対象	とっとり孤独・孤立サポーター、つながりサポーター、福祉専門職、地域活動実践者、県職員、市町村職員等幅広い層
時間	東部・中部・西部各会場で 1 回。最大 3 時間程度。
講師	研修目的を達成できる適切なものを選定、もしくは別途県の指定するものとする。
会場	東部・中部・西部で 30 名程度の参加が可能な会場を確保する。
日程	令和 7 年度中に開催。(1) 孤独・孤立サポーター研修の後に開催すること。
参加者募集	参加者氏名・メールアドレス・住所・所属（普段の活動）がわかる形で参加者を募集する。また、当日開催記録の写真を撮影するが、県記録用であるため、外部公表はされないことを併せて周知すること。
当日運営	会場設営、参加者受付、司会進行、写真撮影等開催記録、アンケートを実施する。
開催報告	受付簿は開催後 1 週間以内に県へ共有すること。

(3) 専門研修

目的	重層の支援体制整備事業における多機関協働など、より対人援助を行うソーシャルワーカーのための人材育成を行う。
内容	様々な困難を抱えた当事者、家族、地域の理解を深め、関係者・機関と連携しながら支援を行う力量を高めるような内容とする。
対象	市町村等行政窓口職員、支援機関職員
時間	県内会場で 1 回。最大 6 時間程度。
講師	研修目的を達成できる適切なものを選定、もしくは別途県の指定するものとする。
会場	県内で、50 名程度の参加が可能な会場を確保する。
日程	令和 7 年度中に開催。
参加者募集	参加者氏名・メールアドレス・住所・所属（普段の活動）がわかる形で参加者を募集する。また、当日開催記録の写真を撮影するが、県記録用であるため、外部公表はされないことを併せて周知すること。
当日運営	会場設営、参加者受付、司会進行、写真撮影等開催記録、アンケートを実施する。
開催報告	受付簿は開催後 1 週間以内に、アンケート集計結果は開催後 2 週間以内に県へ共有すること。

5 再委託の禁止

(1) 受注者は、鳥取県の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

(2) 鳥取県は、次のいずれかに該当する場合は、(2) の承認をしないものとする。ただし、特段の理

由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の契約金額が委託業務に係る委託料上限額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

- (3) 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

6 個人情報の保護

受注者は、委託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

7 その他

- (1) 受注者は、4(1)から(3)のすべての委託業務が完了したときは、その日から20日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに業務完了報告書（実績報告書及び収支決算書）を、鳥取県に提出しなければならない。

- (2) 鳥取県は、(1)の実績報告書を受理した日から起算して10日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに委託業務の完了を確認するための検査を行うこととし、検査を終了したときには、委託料の額を確定し受注者に通知する。

受注者は、額の確定の結果、概算払をした委託料に達しないときには、鳥取県の指示するところにより、当該金額を鳥取県に返還しなければならない。

- (3) 本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

- (4) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、鳥取県と受注者が協議して定めるものとする。